

お知らせコーナー

中京区役所 ☎ 812-0061 (代表)
〒604-8588 FAX 812-0408
西堀川通御池下る

国民健康保険からのお知らせ

就職、引越しのシーズン! 国保の届出もお忘れなく。
次のようなときは、該当したときから14日以内に
保険年金課へ届出をしてください。

「国保に入るとき」

- ①職場の健康保険や国保組合をやめたとき
- ②市内に転入したとき

※届出が遅れた場合、加入日は①②となられた月
まで遡り、その間の保険料もかかりますが、医
療費は全額自己負担となる場合がありますので
ご注意ください。

「国保をやめるとき」

- ①職場の健康保険や国保組合に入ったとき
- ②市外及び国外に転出するとき

また、**脱退の届出(住民登録の異動を伴う届出を
除く)は、郵送での手続きが可能です。**届出に必要な
書類は、市ホームページからダウンロードでき
ますので、ご活用ください。

問合せ 保険年金課 資格担当(☎812-2583)

国民健康保険、後期高齢者医療制度からの お知らせ

特別徴収(年金からの引落し)により保険料を納
付されている方は、4月から令和4年度保険料の
仮徴収が始まります。

令和4年2月に令和3年度保険料を特別徴収で
納付されている方は、原則として、令和4年度分
保険料も引き続き特別徴収となります。

4、6、8月の各月は、令和4年2月と同額を特
別徴収により納めていただき(仮徴収)、国保は6月
に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保
険料の額から仮徴収額を除いた額を10、12月、翌
年2月の3回に分割して納めていただきます。

問合せ 保険年金課 資格担当(☎812-2583)

3月は、**令和3年度分保険料の最後の納付月です。**
普通徴収(納付書による金融機関等での納付又は口
座振替)の方は、これまでの分も含め、納付忘れに
ご注意ください。

問合せ 保険年金課 徴収推進担当(☎812-2584)

国民年金からのお知らせ

年金手帳が廃止されます。

令和4年4月以降に新たに国民年金の被保険者
となった方には、日本年金機構から、基礎年金番
号通知書が送付されます。

この通知書は年金手帳の代わりとなるもので
すので、大切に保管してください。

問合せ 保険年金課 保険給付・年金担当
(☎812-2585)

胸部(結核・肺がん)検診のお知らせ

日時 毎週月曜日(3/28、4/4、
4/11、4/18)の9時～11時

要事前
申込 無料

場所 区役所2階

対象 40歳以上の方(65歳以上の方は感染症法に
より年1回の結核検診の受診が義務付けら
れています)

申込方法 電話にて

※問診の結果、喀痰(かたん)検査が必要な場合
は別途1,000円(免除制度あり)

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当
(☎812-2544)

成人・妊婦歯科相談

歯科医師と歯科衛生士による
歯科健診・相談を行います。

日時 4月13日(水)9時～10時半

場所 区役所2階

対象 市内在住の18歳以上の方および妊産婦

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当
(☎812-2544)



献血にご協力ください

日時 4月15日(金)13時～15時半

場所 献血ルーム四条

問合せ 健康長寿推進課 地域支援担当
(☎812-2534)



京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付

現在お持ちの利用券の有効期限は3月31日
(木)までです。4月以降も利用を希望される方
は、3月25日(金)以降に、令和4年度分の交付
申請を行ってください。

5月以降に申請をすると、交付枚数が減りま
すので、ご注意ください。

持ち物 ①身体障害者手帳、療育手帳又は
精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの全ての手帳を提示してください)
②印鑑(代理申請の場合のみ要・スタンプ
印は不可)

問合せ 障害保健福祉課(☎812-2594)

まち美化事務所の管轄が変更になります!

4月1日から、堀川通以東区域のごみ収集の担
当は、東部まち美化事務所から西部まち美化事
務所(右京区西院西貝川町57-1)へ変わります。
※変更に伴うごみの収集日の変更はありません。

問合せ 西部まち美化事務所(☎882-5787)

公園体操・ウォーキングサークル サポーター募集中

ボランティアグループの運営で公園体操・ウォ
ーキングを実施しています。地域の方の居場所づく
り、自分の健康づくりのために力をお貸し下さい!

ひとり親家庭の自立をサポートします

京都市では、ひとり親家庭の親の就業
に向けた能力開発のために、次の給付金
事業等を実施しています(所得制限あり)。

- ①自立支援教育訓練給付金事業
厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講する方に、受
講費用の60%(上限あり)を支給します。
※雇用保険制度の教育訓練給付金との併給調整あり
【申請時期】必ず受講開始前に申請
- ②高等職業訓練促進給付金等事業
看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、調理師な
どの資格取得のため、養成機関で6箇月以上の課程を修
業する方に、給付金を支給します。
【申請時期】修業開始後に申請
(申請受付日の属する月分から支給)
- ③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
④高等職業訓練促進給付金等事業を利用し、養成機関

問合せ
子どもはぐくみ室 子育て推進担当(☎812-2543)

に在学している方に、入学時に入学準備金(上限50万
円)、就職時に就職準備金(上限20万円)を貸付します。
貸付利率は、連帯保証人がいる方は無利子、いない方は
年1%です。

- ⑤ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
児童扶養手当の受給者で、母子・父子自立支援プログ
ラム(個々の実情に応じた就労支援等)の策定を受け、
自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に、月上限4万
円(原則12箇月以内)を無利子で貸付します。
なお、一定の要件を満たすと、返還は免除されます。
【申請時期】母子・父子自立支援プログラムの策定後に申請
- ⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講す
る方に、受講費用の60%(上限あり)を支給します。
【申請時期】必ず受講開始前に申請

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、掲載している催し等は

電 話 6611-538755
FAX 6611-538755
Eメール(ホームページから)
※おかけ間違いにご注意ください。